

〔一時払終身保険〕

項 目	内 容
	<p>○一時払終身保険は保険料を一時払でお支払いいただいた後、死亡保障が一生涯に渡って続き、被保険者が死亡した時に死亡保険金が支払われる保険です。</p> <p>○一時払終身保険は、商品毎に契約条件・商品内容が異なります。お申込みの際は各商品の「パンフレット」「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧下さい。</p> <p>○一時払終身保険は、金利変動による債券価格の下落・信用状況の悪化により、解約時のお受取金の合計額が、当初元本の額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。</p>
1. 商品の特徴	
定額型一時払終身保険 (円貨型)	<p>払い込まれた保険料（商品によっては、所定の必要経費を控除した額（積立金額）となる場合があります）を基に、定められた積立利率により増加します。積立利率はあらかじめ定められた期間で見直されます。商品によっては、利率の見直し時に配当金を支払う場合があります。</p> <p>国債等の債券を中心に運用するため債券価格の信用リスクや、発行体の信用リスクがある商品もあります。また保険会社の破綻または財産状況の変化によりご契約時の保険金等が削減される信用リスクがあります。</p>
定額型一時払終身保険 (外貨型)	<p>払い込まれた保険料を外貨で運用し、定められた積立利率により増加します。積立利率はあらかじめ定められた期間で見直されます。</p> <p>外国債券等の債券を中心に運用するため債券価格の変動リスク、発行体の信用リスク、為替リスクなどがあります。また保険会社の破綻または財産状況の変化によりご契約時の保険金等が削減される信用リスクがあります。</p>
2. 保険料払込方法	一時払による申込みのみ取扱っております。
3. 重要事項	<p>①預金保険の対象外です（「生命保険契約者保護機構」の補償対象となります）。</p> <p>②中途解約した場合、解約返戻金が払込保険料額を下回ることがあります。</p> <p>③一時払終身保険のお申込みの有無が、お客さまと銀行とのその他の取引に影響を及ぼすことは一切ございません。</p>
4. 保険代理店	お客さまとのご契約に関しては、静岡銀行を「幹事代理店」、静岡保険総合サービス㈱を「非幹事代理店」とし、両代理店が業務を分担して取り扱います。
5. 手数料	<p>一時払終身保険のご契約には、契約初期手数料が控除される商品がありますのでご注意ください。</p> <p>なお、手数料率は商品によって異なるため、具体的な金額・計算方法は記載しておりません。</p>
6. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 <連絡先> 全国銀行協会相談室 TEL. 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
7. その他	<p>法令等の規制により、以下に該当しますとお申込みいただけない場合があります。</p> <p>①静岡銀行へのご融資のお申込みあるいはご相談中の場合</p> <p>②静岡銀行のご融資先関係者等の場合</p> <p>③特定の事業所にお勤めされている場合</p>